

委員長報告（案）

ただいま、上程になりました、みやかおり議員に対する懲罰につきまして、懲罰特別委員会における審査の経過とその結果について、ご報告申し上げます。

まずは、第3回定例会中の委員会において、処分要求書に記載されている内容の事実確認を行いました。

その上で、11月7日の委員会において、懲罰を科すかどうかの審査を行いましたところ、「先の懲罰特別委員会における事実確認を踏まえると、みや議員の決算運営委員会での発言は、大庭議員の主張と概ね相違ない。」との意見がありました。

ただし、「本件は、録音等を行わない決算運営委員会で起きた事案であり、発言の詳細は人の記憶に頼らざるを得ない。この点も考慮すれば、懲罰を科すには至らない。」との意見が多くありました。

また、「みや議員は、決算運営委員会において、所属会派が取りまとめた意見を読み上げ、その後の質疑応答での発言に対し、処分要求がなされたという経緯を踏まえると、運営委員として選出された議員の発言は重く責任が伴うものの、みや議員のみに懲罰を科すことは重たい。区民の代表である議員は、区民福祉の向上を目指して、合意形成を図ることが大切であるが、懲罰動議が横行すれば、議員の意見や主張を萎縮させ、自由に議論できる環境が失われることで、議会の停滞が懸念されるため、懲罰権の行使は極めて慎重かつ公平に行われるべきである。また、今後は、録音等を行うか否かを検討する必要がある。加えて、みや議員は、議員1人1人が議会の品位保持を肝に銘じて委員会に臨む姿勢を全体に伝えることを要望したのであり、大庭議員を侮辱する考えは一切なかったことは、弁明の内容からも明らかである。」との意見も出されました。

一方で、「決算運営委員の証言からも、みや議員が大庭議員に対して、処分要求書に記載された趣旨の発言をしたことを事実として認定する。また、発言内容については、大庭議員を侮辱するものであり、懲罰を科すに値する。議員の発言は最大限守られるべきであり、他の議員の発言権を制限してはならない。なお、議事録等が残らない場であれば、なおさら慎重に発言すべきである。みや議員には自身の振る舞いを省みて、与えられている立場の重みと品位を学んでいただくとともに、戒告の懲罰を科すことを求める。」との意見が出されました。

また、「みや議員が決算特別委員長に対し、議員の発言を抑止する趣旨の要望をしたことは、議会運営上、極めて不適切であり、厳に反省を求める。本会議での弁明においても、自身の発言の責任を区民に転嫁するかのような説明は、言論の責任を放棄するに等しい行為である。そして、本事案を議会によるいじ

めと印象付けるSNSでの投稿は、議会の信頼を著しく損なう行為であり、速やかに削除の上、事実誤認であった点について訂正を求める。」との意見も出されました。

引き続き、採決に入りましたところ、懲罰を科すことについては、賛成少数のため、懲罰を科さないことに決定いたしました。

以上で、懲罰特別委員会の報告を終わります。